

オープンアクセスリポジトリ推進協会運営委員会規程

平成 28 年 7 月 27 日
制 定

(設置)

第 1 条 オープンアクセスリポジトリ推進協会会則（以下「会則」という。）第 8 条の規定に基づき、オープンアクセスリポジトリ推進協会運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 運営委員会は、オープンアクセスリポジトリ推進協会（以下「協会」という。）の円滑な運営のため、会則第 4 条に定める事業を企画・立案し、実施することを目的とする。

(委員)

第 3 条 運営委員会は、協会会員である施設等の職員 15 名以内により組織する。

2 運営委員会の委員は、会則第 10 条の総会（以下「総会」という。）において決し、会則第 6 条第 4 項の者が委嘱する。

3 総会で必要と認められた場合、協会会員である施設等の職員以外の者を委員とすることができる。なお、この場合の委員も第 1 項に定める定員に含むものとする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、期間は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第 5 条 運営委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出する。なお、再任を妨げない。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を行う。

(作業部会)

第 6 条 運営委員会は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

2 作業部会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

一 運営委員会の委員

二 前号に該当しない協会会員である施設等の職員

三 その他、運営委員会が必要と認められた者

3 作業部会に主査を置く。主査は、前項第 1 号から第 3 号の者のうちの一をもって充てる。

4 主査及び作業部会員は、委員長が委嘱する。

5 作業部会員の任期は 1 年とし、期間は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

6 作業部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、協会の事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、2023年5月18日から施行する。